

令和 2 年 5 月 27 日

各都道府県廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
(公 印 省 略)

循環型社会形成推進交付金等事業における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止対策の徹底について

循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設整備交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の事業執行にあたっては、その円滑な執行に努めていただいているところであるが、今般、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に伴う追加費用負担等により、事業の円滑な執行に支障をきたす事態が懸念されている。

については、循環型社会形成推進交付金等事業に係る感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取扱いを定めたので、下記について貴管下市町村等に対して周知願いたい。

なお、本通知は、工事等の継続を、受注者の意に反して推奨する趣旨ではなく、受注者から一時中止等の希望がある場合には、一時中止措置等を行うとともに、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応すること。

記

1. 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や履行期間の延長を行うこと。

なお、感染拡大防止対策に係る共通仮設費については、積算における現場管理費率及び一般管理費等率による計算の対象外とし、同様に現場管理費については、積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

注：上記の措置に伴って追加的に必要となる経費については、今後実施予定の要望額調査において所要額を見込むこと。

2. 循環型社会形成推進地域計画を変更する場合の取扱いについて

設計変更に伴い循環型社会形成推進地域計画を変更する場合は、変更報告により市町村等から環境再生・資源循環局長へ報告するものとする。具体的な取扱いについては、令和 2 年 5 月 27 日付け事務連絡「循環型社会形成推進地域計画を変更する場合の取扱いについて」によること。